



平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会社名 株式会社トーヨーアサノ
代表者名 取締役社長 植松 泰右
(コード番号 5271 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 杉山 敏彦
(TEL. 055-967-3535)

**株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更（単元株式数の変更、
監査等委員会設置会社への移行等）に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 5 月 24 日開催予定の第 74 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、株式併合に関わる変更、単元株式数の変更、監査等委員会設置会社への移行に関わる変更等）について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 9 月 1 日をもって、平成 29 年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 2 月 28 日現在）	14,408,400 株
株式併合により減少する株式数	12,967,560 株
株式併合後の発行済株式総数	1,440,840 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、発行済株式の総数は 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動しま

せんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市場の変動などは他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年2月28日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,101名 (100.0%)	14,408,400株 (100.0%)
10株未満所有株主	203名 (18.4%)	261株 (0.0%)
10株以上所有株主	898名 (81.6%)	14,408,139株 (100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株主のみご所有の株主様203名(所有株式数の合計261株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年9月1日をもって、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	40,000,000株
変更後の発行可能株式総数(平成29年9月1日付)	4,000,000株

(6) 株式併合の条件

平成29年5月24日開催予定の第74回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載に記載した全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年9月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年5月24日開催予定の第74回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

① 株式併合に関する変更

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併

合の効力発生日である平成 29 年 9 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、当該附則は同日をもって削除するものいたします。

②監査等委員会設置会社への移行に関する変更

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。)によって新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる向上を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行を可能な体制とし、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会設置会社および監査等委員に関する定めの新設ならびに監査役および監査役会に関する定めを削除を行うものであります。

③その他

上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理・統一を行うものであります。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ～第 4 条 <条文省略></p> <p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000,000</u>株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 <条文省略></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>第 8 条～第 11 条 <条文省略></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 <条文省略></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 <条文省略></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 1 2 名以内とする。</p> <p><新 設></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 ～第 4 条 <現行どおり></p> <p>第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000,000</u>株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 <現行どおり></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第 8 条～第 11 条 <現行どおり></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 <現行どおり></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 <現行どおり></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、1 2 名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4 名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新 設></p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第 25 条 <条文省略></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 取締役会の決議は、当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p><新 設></p>	<p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。</p> <p>第 25 条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 取締役会の決議は、当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任) <u>第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第 36 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第 37 条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって</u>行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第 38 条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第 39 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 40 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第 41 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第 33 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、<u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第 34 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって</u>行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録) 第 35 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) 第 36 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条～第 44 条 <条文省略></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 46 条～第 49 条 <条文省略></p> <p><新 設></p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 <現行どおり></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 41 条～第 44 条 <現行どおり></p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当社は、第 74 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第 2 条 第 74 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。</p> <p><u>(効力の発生日に関する特則)</u></p> <p>第 3 条 第 5 条および第 7 条の変更は、平成 29 年 9 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は同日をもって削除するものとする。</p>

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 5 月 24 日開催予定の第 74 回定時株主総会において、上記「1.株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4.日程

取締役会決議日	平成 29 年 4 月 14 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 5 月 24 日 (予定)
監査等委員会設置会社への移行に関する定款変更の効力発生日	平成 29 年 5 月 24 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 9 月 1 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 9 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 9 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、株式併合と単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 9 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 8 月 29 日となります。

以上